## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月29日

【報告者の名称】 株式会社デジタルホールディングス

【報告者の所在地】 東京都千代田区四番町 6 番 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区四番町 6 番

【電話番号】 03-5745-3611

【事務連絡者氏名】 執行役員グループファイナンス領域担当 高橋 慎治

【縦覧に供する場所】 株式会社デジタルホールディングス (東京都千代田区四番町6番)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社デジタルホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社博報堂DYホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和 と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又 は日時を指すものとします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社・関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。 本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書 類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14 e 5 (b)の要件に従い、当社の普通株式又は新株予約

EDINET提出書類 株式会社デジタルホールディングス(E05374)

訂正意見表明報告書

権を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)により米国においても英文で開示が行われます。

# 1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年9月12日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

# 2【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
  - (1) 意見の内容
  - (2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け 後の経営方針

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

- ( )判断内容
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本株式併合

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

( )判断内容

当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認他の買付者からの買付機会を確保するための措置

# 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

# 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

## (1)意見の内容

## (訂正前)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」に記載の方法により決議されております。

## (訂正後)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行いました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、SilverCape Investments Limited (以下「SilverCape」といいます。)より、2025年10月20日付「株式会社デジタルホールディングス(証券コード:2389)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本開始予定プレスリリース」といいます。)において、SilverCapeが当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本対抗公開買付け」といいます。)の開始を予定していることが公表されたことを踏まえ、慎重に検討を行った結果、当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持する旨の決議を行いました。

なお、SilverCapeの提案につきましては、引き続き慎重に検討してまいります。

また、2025年10月28日開催の上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」に記載の方法により決議されております。

## (2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

## (訂正前)

## <前略>

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年9月11日、本公開買付価格を1,970円とし、本取引の 一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

## (訂正後)

## <前略>

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年9月11日、本公開買付価格を1,970円とし、本取引の 一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

公開買付者は、2025年9月12日から本公開買付けを開始しておりますが、2025年10月28日、当社の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年11月12日まで延長し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

( )判断内容

(訂正前)

## <前略>

これらを踏まえ、当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。上記の取締役会決議の詳細は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」をご参照ください。

(訂正後)

#### < 前略 >

これらを踏まえ、当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。上記の取締役会決議の詳細は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2025年9月22日付で、SilverCapeから、SilverCape又はSilverCapeの関連会社が直接・ 間接に出資する株式会社が、( )当社の株式3,927,700株(当社発行済株式総数の22%に相当)を下限とし て、1株当たり2,380円の公開買付価格で、当社の発行済普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開 買付けを実施することに関する提案(以下「本対抗提案」といいます。)、並びに( )当該公開買付け、そ <u>の後の潜在的なスクイーズアウト及び当社の非公開化の具体的な検討を進めることを目的とした、当社及び</u> 当社の主要グループ会社の事業に関する調査(デュー・ディリジェンス)の実施の要求をその主な内容とす る「提案書」を受領しました。当社及び本特別委員会は、本対抗提案が、経済産業省が公表した2023年8月 31日付「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて 」(以下「企業買収行動 指針」といいます。)3.1.2に定める「真摯な提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべ く、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、SilverCapeとの間で、書面による質問及び 回答のやり取りや、Webミーティングでの質疑応答を行って、慎重に検討を進めました。その上で、当社 は、2025年10月16日、本特別委員会に対して、( )本対抗提案が企業買収行動指針3.1.2に定める「真摯な 買収提案」に該当するか、( )本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かその他の事情を踏まえ て、当社取締役会が、SilverCapeに対してデュー・ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、付与すべ き場合、どの程度の機会を付与すべきか、( )本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場 合、当社取締役会が、本対抗提案に対し、どのような意見を表明すべきか、並びに( )本対抗提案を踏まえ て、本特別委員会から2025年9月10日に当社取締役会に提出された本答申書において表明された本取引に係 る答申の内容について変更があるかのそれぞれの是非(以下、これらを総称して「本追加諮問事項」といい ます。)について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを嘱託いたしました。同時に、 本特別委員会に対して、( )本追加諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、( )当社の費用負担にお いて特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限(当 社が選任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任することも可能)、( )SilverCapeその他当社に提 案をする第三者との交渉権限、並びに( )その他本追加諮問事項の検討に必要となる事項に関する権限を付 与することを決議しております。

その後、当社による検討が完了する前に、SilverCapeが、2025年10月20日、本対抗公開買付けを開始する旨を公表しました。これを受け、当社は、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行いました。

本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの公表を受け、本特別委員会は、2025年10月22日に改めて特別委員会を開催し、本特別委員会の委員、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのみずほ証券、並びにリーガル・アドバイザーとしての長島・大野・常松法律事務所について、SilverCapeの関連当事者には該当せず、本取引及び本対抗提案の成否について重要な利害関係を有しておらず、独立性に問題ないことを確認した上で、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。

その後、当社は、本特別委員会から、当該検討結果として、2025年10月28日付「追加答申書」(以下「本追加答申書」といいます。)の提出を受け、()2025年10月20日付で、本対抗公開買付けが2025年11月下旬を目処に開始される旨が既に公表されているため、本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かについての検討は省略する旨、()本開始予定プレスリリースによれば、当社及び当社の主要グループ会社の事

訂正意見表明報告書

業に関する調査(デュー・ディリジェンス)の実施は、本対抗公開買付けの前提条件にされていないため、 <u>当社取締役会が、SilverCapeに対してデュー・ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、付与すべき場</u> 合、どの程度の機会を付与すべきかについての検討は省略する旨、( )本対抗公開買付けに係る提案につい ては、引き続き慎重に検討していくべきである旨、並びに()2025年9月10日付「答申書」において、本特 別委員会は、 本取引の目的は相当であり、本取引は当社の企業価値向上に資すると認められること、 本 取引の条件(本取引の買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等を含みます。)については、公正 性を欠くものではないが、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推 奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、当社株主及び本新株予約権者に対して本 公開買付けへの応募を推奨すべきとまではいえないこと、 本取引の手続(取引条件の公正さを担保するた めの手続が十分に講じられているかどうかを含みます。)には公正性が認められること、 え、本取引が当社の少数株主にとって不利益でないと認められることから、当社取締役会が、本公開買付け に賛同の意見を表明することは相当と認められるものの、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び 本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当である旨の答申を表明しているところ、(a) 本対抗公開買付けの開始予定を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更 すべき点は認められないため、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当で あると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(b)本対抗公開買付けに係る公開買付価 格(1株あたり2,380円)が、本公開買付けにおける本公開買付価格(1株あたり1,970円)を上回っている ことに鑑みても、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見 を表明することが相当であるである旨の本特別委員会の答申に変更はない旨の答申を得ました。

当社は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年10月28日付当社取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役(監査等委員である者を含みます。)全員の一致(鉢嶺氏、野内氏を除く当社の取締役8名の全員一致)により、決議いたしました。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本株式併合

(訂正前)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定とのことですが、本書提出日現在、2025年12月<u>上</u>旬の開催を予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定とのことですが、本書提出日現在、2025年12月<u>下</u>旬の開催を予定しているとのことです。

<後略>

訂正意見表明報告書

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

## (訂正前)

( )判断内容

### <前略>

. 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

当社取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、当社の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、当社株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

## (訂正後)

## ( ) 本諮問事項についての判断内容

### <前略>

. 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

当社取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、当社の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、当社株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

## ( )本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容

その後、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、SilverCapeより本対抗提案を受領したことを受け、本対抗提案が「真摯な提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、SilverCapeとの間で、書面による質問及び回答のやり取りや、Webミーティングでの質疑応答を行って、慎重に検討を進めました。その上で、当社は、2025年10月16日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを嘱託いたしました。同時に、本特別委員会に対して、( )本追加諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、( )当社の費用負担において特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限(当社が選任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任することも可能)、( )SilverCapeその他当社に提案をする第三者との交渉権限、並びに( )その他本追加諮問事項の検討に必要となる事項に関する権限を付与することを決議しております。

その後、当社による検討が完了する前に、SilverCapeが、2025年10月20日、本対抗公開買付けを開始する旨を公表しました。

本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの公表を受け、本特別委員会は、2025年10月22日に改めて特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。本特別委員会の当該検討過程は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

本特別委員会は、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年10月28日付で、当社 取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書を提出しております。本追加答申書の内容は、大要、上 記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」 に記載のとおりです。

訂正意見表明報告書

当社における利害関係を有しない出席取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認(訂正前)

## <前略>

なお、当社の取締役ファウンダーである鉢嶺氏及び代表取締役会長である野内氏については、鉢嶺氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社は、公開買付者から、2025年6月10日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、栁澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の当社取締役会を欠席いたしましたが、同氏は、本特別委員会全17回に出席して議論に参加しており、かつ、当社は、同氏からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しております。

## (訂正後)

## <前略>

なお、当社の取締役ファウンダーである鉢嶺氏及び代表取締役会長である野内氏については、鉢嶺氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社は、公開買付者から、2025年6月10日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、栁澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の当社取締役会を欠席いたしましたが、同氏は、本特別委員会全17回に出席して議論に参加しており、かつ、当社は、同氏からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しております。

その後、当社は、本対抗公開買付けの開始予定が公表されたことを受けて、2025年10月28日付当社取締役会において、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行いました。そして、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本追加答申書の答申を踏まえ、2025年10月28日付当社取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役(監査等委員である者を含みます。)全員の一致(鉢嶺氏、野内氏を除く当社の取締役8名の全員一致)により、決議いたしました。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

## (訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、<u>30</u>営業日に設定しております。

<後略>

## (訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、<u>40</u>営業日に設定しております。

<後略>

以上